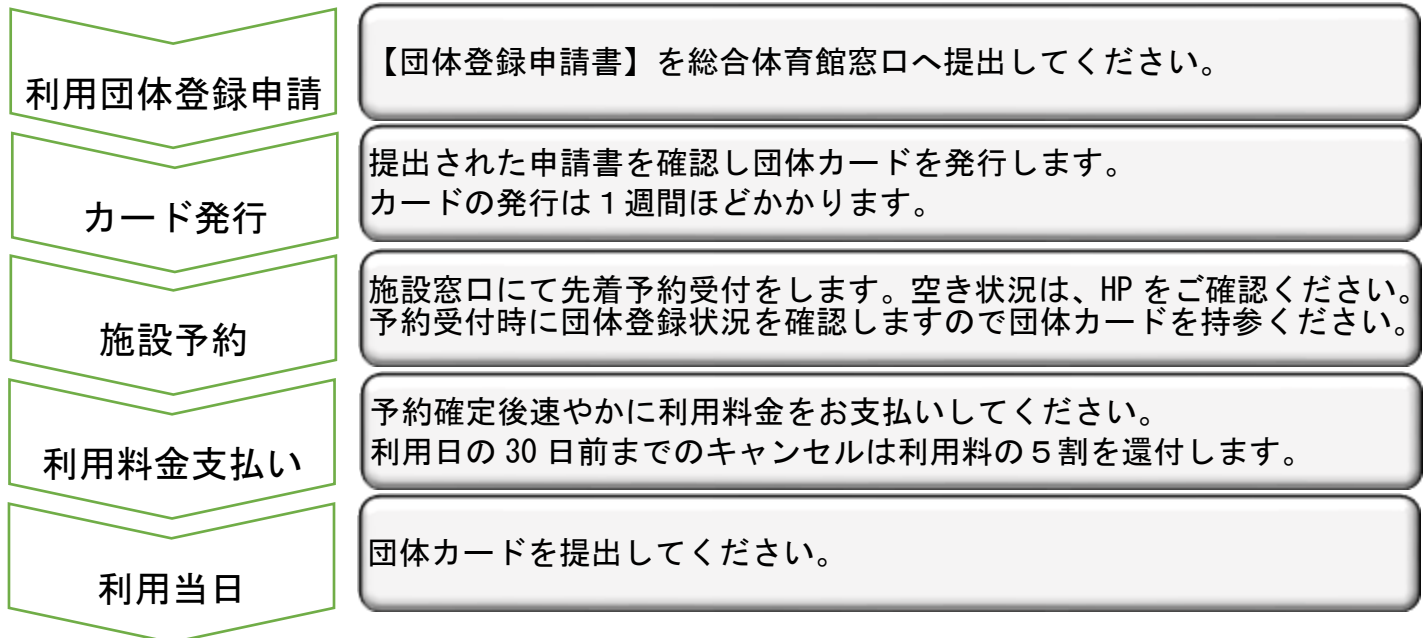


## 江戸川区総合体育館利用団体登録のご案内（新規）

### ●利用の流れ



### ●利用団体登録申請書について

利用団体登録をする場合は、利用団体登録申請書を提出します。

作成上の注意	
利用団体登録申請書	
利用希望施設	利用する施設にチェックを入れます。
団体名	団体名と活動種目を記入します。
代表者名	代表者の情報を記入します。(満18歳以上)
連絡者名	代表者と同一でも構いません。(満18歳以上)
利用団体登録会員名簿	
団体名	団体名を記入します。
代表者名	代表者名を記入します。
メンバー	団体に所属している全員の情報を記入します。 全員分の本人確認書類の写しを提出してください。 用紙が足りない場合はコピーしてください。

注：本人確認書類の例（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、社員証、学生証・政府機関が発行する顔写真付き証明書等【全て有効期限内のもの】）

10人以上かつ江戸川区内在住、在勤又は在学の方が3分の2以上（会議室、エアライフル場の利用は5人以上かつ江戸川区内在住、在勤又は在学の方が3分の2以上）いる団体は次のとおり優先して予約を受けることができます。

施設	区内団体	その他の利用者
主競技場全面	利用日の3か月前の同日から	利用日の2か月前の同日から
主競技場半面	利用日の2か月前の同日から	利用日の1か月前の同日から
その他の施設	利用日の3か月前の1日から	利用日の2か月前の1日から
アーチェリー場の目的外利用	利用日の2か月前の1日から	利用日の1か月前の1日から

※電話予約の場合は、各施設上記予約開始日の翌日午前9時から受付します。

●利用の範囲（○：可、×：不可、△：要問い合わせ等）

利用範囲	
○	利用予約をした団体のみで練習及び試合をする場合
○	利用予約をした団体が他の団体と練習及び試合をする場合
△	利用予約をした団体が主催する大会・練習に他の団体同士の試合が含まれる場合
△	撮影目的・体育目的外の利用をする場合
×	他の団体のみが試合及び練習をする場合

●その他注意事項

- ・団体登録には、10人以上かつ江戸川区内在住、在勤又は在学の方が3分の2以上（会議室、エアライフル場の利用は5人以上かつ江戸川区内在住、在勤又はは在学の方が3分の2以上）のメンバーを登録してください。
- ・メンバーの変更があった場合は、登録した施設で変更手続きを行ってください。
- ・利用の権利の譲渡又は転貸はできません。
- ・不正があった場合は、施設予約及び団体登録の取消しや施設の利用制限を行う場合があります。

【問い合わせ/申請窓口】

江戸川区総合体育館 TEL:03-3653-7441  
〒133-0043 東京都江戸川区松本 1-35-1  
開館時間：8時30分から22時30分